

【2013 年 5 月 3 0 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第 90 号 ■

【今号の内容】

- 平成 25 年度・労働保険の年度更新期間は、6 月 1 日から 7 月 10 日までです
- 【お詫び】アクセス障害について

平成 25 年度・労働保険の年度更新期間は、6 月 1 日から 7 月 10 日までです

労働保険は、毎年、前年度の確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料の申告・納付の手続き（年度更新）が必要です。

平成 25 年度の年度更新期間は、6 月 1 日（土）から 7 月 10 日（水）です。年度更新の申告書は、事業主宛てに 5 月末までに発送しますので、期間中にお近くの都道府県労働局、労働基準監督署、金融機関の窓口で申告・納付手続きをお願いします。

なお、労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託している事業主の申告・納付手続きは、労働保険事務組合が行います。

また、窓口に出向くことなく納付できる「口座振替※1」や、パソコンを使った「電子申請※2」を行うこともできます。

※1 事前に手続きが必要です。また、金融機関によっては取扱をしていない場合もあります。

※2 電子証明書の取得及びパソコンの利用環境の設定等が必要です。

【労働保険に関する情報はこちら】

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/hoken/index.html

厚生労働省では、平成 25 年度の年度更新業務のうち、

（１）年度更新の申告書などの審査業務

（２）年度更新申告書を提出していない事業所への通知書の作成・発送業務を民間事業者に委託しています。

6月3日（月）から9月13日（金）までの間、手続きしていただいた年度更新の申告書などについて、以下の民間事業者から問合せを行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

委託事業者： SATO 社会保険労務士法人	北海道、東京都
（株）北陸システム開発	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県
伊藤喜ベストメイツ（株）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、 富山県、石川県、福井県、長野県、 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
ポートスタッフ（株）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県
（株）総合プラント	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【外部委託、委託事業者についての情報はこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken21/dl/gaibuitaku.xls>

[お詫び] アクセス障害について

5月14日16時45分頃、[特集第89号]で紹介しました「契約社員、パート、派遣社員などのキャリアアップガイド」サイトにおいて、アクセスの集中により、つながりにくくなるシステム障害が発生しました。

障害は同日中に解消されましたが、ご利用の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は、このようなことがないように十分注意して参ります。

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

=====